

一般社団法人 SDGs とうほく  
会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 SDGs とうほく（以下、「当法人」とします。）の定款に定められた会員が、定款第4条の目的を遂行するために会員に対する規約として定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の2種とし、当法人の定款第4条の目的に賛同し、本規約を承諾し且つ当法人の理事会の承認を得たものを条件とする。

(1) 正会員 本会の運営を中核的に担う。本会が開催する年1回程度の総会において、議決権を有する。また原則として本会の正会員として公開、総会の議決権を有する。

(2) 賛助（準）会員 本会の運営に賛助する。本会が開催する年1回程度の総会において、参加権利を有する。ただし、議決権は持たない。また原則として本会の賛助会員として公開する。

2 前項の正会員は個人と法人会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員となる。

3 法人ではない団体は、代表者もしくは管理人の定めがあり、かつ当法人の理事会で承認を得たものは第1項の法人と看做す。

4 賛助（準）会員は以下の四種とし、総会の議決権は有しない。

(1) 企業会員 (2) 団体・法人会員 (3) 個人会員 (4) 学生会員

(入会申込)

第4条 当法人に入会を希望する個人または法人は、当法人宛に所定の入会申込書を提出するものとする。

(入会承認)

第5条 入会申込書の提出をもって、理事会により会員加入の承認を受けなければならない。

(会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費のみとする。なお、年会費の額については、本規約末尾の付表に示

す。

2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認をした日から当法人の事業年度末日までとする。

3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。

4 当法人事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとする。  
入会日付は、当法人が入会を承認した日付とする。

a. 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の全額とする。

b. 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の2分の1とする。

5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。

2 会員が、会員資格有効期間を1ヶ年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の請求書に基づき、4月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(退会)

第8条 会員は、当法人宛に所定の退会申込書を提出することにより、いつでも退会することが可能となる。

(変更の届出)

第9条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

### 第3章 会員の権利と義務

(会員情報の取り扱い)

第10条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報(以下「会員情報」とします。)を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

(1) 第5条に定める入会審査

(2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合

(3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合

(4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと

(2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること

(3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

#### 第4章 禁止事項および損害賠償と免責

##### (禁止事項)

第11条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言う。

(3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること

(4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有すものとする。

##### (損害賠償)

第12条 会員は、前第11条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

##### (免責)

第13条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えない。

(1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合

(2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項

(3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

## 第5章 本規約の追加・変更 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第14条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

### 【付則】

本規約は、令和元年10月1日より施行する。

### 【附表】

#### 年会費一覧表

正会員	会費 1 口 10,000 円	議決権を有する
賛助(準)会員		
企業会員	会費 1 口 20,000 円	議決権 無し
団体・法人	会費 1 口 10,000 円	議決権 無し
個人会員	会費 1 口 10,000 円	議決権 無し
学生会員	会費 無料	議決権 無し

以上

※ 定款 条文 と照らし合わせ、記入するものとする